平成３０年（フ）第７２５号
福岡市早良区百道３丁目18番８号
債務者　岩崎　　瞳
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１９号
長崎県長崎市愛宕４丁目15番３－405号
債務者　柴原　有輝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
北海道苫小牧市柏木町５丁目14番７号
債務者　油谷　俊也
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３７号
福島県喜多方市関柴町上高額字新堀308番地10、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字上中1203番地５
債務者　岩原　里美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
茨城県つくば市高見原２丁目３番地74　ミランダエタニティⅡ206号、前住所茨城県取手市青柳404番地６　レオパレスルーチェ４101
債務者　小林　克彦
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０９号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目３番地４　ひだまりあみ　215、前住所茨城県稲敷郡河内町金江津6765番地
債務者　齊藤　義光
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１１３号
茨城県土浦市中神立町12番地２　ウインリバーハイツＤ－201
債務者　齋藤　義雄
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１１９号
群馬県高崎市高関町385番地　シャルムアゼリア501号
債務者　桑原　隆治
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１２０号
群馬県高崎市高関町385番地　シャルムアゼリア501号
債務者　齋藤万利子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１６２号
ドイツ連邦共和国，ミュンヘン市，ハンゼルマン通32ａ，郵便番号80809、日本国内の最後の住所千葉市美浜区真砂５丁目４番13号
債務者　鎌田　真司
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２２号
千葉県市川市富浜２丁目４番５号　（プレジール富浜102号）
債務者　塚田　隼人
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４５６号
千葉市美浜区真砂５丁目６番13－101号
債務者　神達　涼子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４７４号
千葉県市原市辰巳台東２丁目３番地の７
債務者　池田　京子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８２号
千葉市若葉区東寺山町442番地１　ノーベルパーク11－102号
債務者　平野　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８６号
千葉県市川市若宮３丁目11番３－202号　（若宮マンションＣ棟）
債務者　加藤　竜二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係